

2013年10月8日

各 位

株式会社みずほフィナンシャルグループ

株式会社みずほ銀行

株式会社みずほ銀行に対する金融庁による行政処分に関する訂正について

株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行は、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、多くのお客さま、株主、関係者の皆さま方にご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

本件につきましては、株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行において、専門の委員会を立ち上げましたことを前回ご報告いたしましたが、同委員会にて、調査を継続している過程におきまして、行政処分に関するご報告と事実関係に一部相違があることが判明しましたため、ご報告いたします。

具体的には、従来、株式会社みずほ銀行において「反社会的勢力との取引が存在するという情報が担当役員止まりとなっている」とご報告しておりましたが、調査の結果、「経営陣まで一定の報告がなされていた」という事実が判明いたしました。

あわせて、株式会社みずほフィナンシャルグループについても、株式会社みずほ銀行のコンプライアンス委員会の内容を報告するという目的において、2011年6月から2012年1月の間のコンプライアンス委員会及び取締役会における報告の中に、一部提携ローンにおける反社会的勢力との取引解消状況に関する記載がありました。

今後も専門の委員会、および、本日設置いたしました第三者委員会での継続調査をしてまいりますが、本業務改善命令に関する改善対応を着実に実施し、内部管理態勢の一層の強化・充実に取り組んでまいります。

以上